

平成18年3月27日条例第116号
改正
平成20年3月26日条例第6号
平成22年3月25日条例第6号
平成23年3月25日条例第8号
平成27年3月30日条例第6号
平成27年5月18日条例第43号
富岡市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）
第2章 基本施策等
第1節 基本方針（第7条）
第2節 環境基本計画（第8条）
第3節 基本的施策（第9条—第18条）
第4節 推進体制の整備（第19条・第20条）
第3章 富岡市環境審議会（第21条—第27条）
第4章 雑則（第28条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、この緑豊かな自然環境に恵まれた鎔の地において、近代産業の発祥に寄与した先人の英知を生かしつつ、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、すべての者ができる限り環境への負荷を低減する行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活、事業活動その他の人の活動において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源やエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策等

第1節 基本方針

(基本方針)

第7条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とし、環境の保全に関する各種施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害の防止その他の人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、市民が安心できる良好な生活環境を確保すること。

(2) 地域の歴史的・文化的な環境の保全、身近な自然環境を生かした良好な景観の形成・整備を推進し、快適な生活環境を創造すること。

(3) 生物の生態系の確保、野生生物の種の保存等生物の多様性を確保するとともに、緑地、水辺等における多様な自然環境の保全を図り、自然と人との共生を確保する。

(4) 資源、エネルギーの合理的かつ循環的な利用の促進、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理など、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球環境問題に対する市民等の自発的な学習を啓発し、環境の保全に関する施策への積極的な参加と実践活動を促し、地球環境の保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、富岡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ富岡市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 基本的施策

(規制的措置)

第9条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は環境保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第10条 市は、事業者及び市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置を自らとるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習)

第13条 市は、環境教育及び環境学習の振興並びに環境に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が良好な環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の推進)

第14条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第15条 市は、環境教育及び環境学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進のため、環境の状況その他良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第16条 市は、環境の状況把握、環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視体制の整備)

第17条 市は、環境の状況を把握し、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第18条 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して地球環境の保全に関する施策を推進するとともに、良好な環境の保全及び創造に関する情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4節 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第19条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第20条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とされる施策については、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力してその推進に努めるものとする。

第3章 富岡市環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、富岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて調査審議をするほか、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 産業団体を代表する者

(委員の任期)

第23条 委員の任期は、2年とし、再任は、妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第26条 審議会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において行う。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附則(平成20年3月26日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成22年3月25日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成23年3月25日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月30日条例第6号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成27年5月18日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。